

事業用自動車等連絡書

※ **増車**

許認可・届出を受けている事業者の登記上の名称・住所
 個人事業主の場合は、その方の名前・住所

この書類は、道路運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、右の事業用自動車の代名として確認したことを証するものである

有効期限 発行の日から1ヶ月

該当する事業に○をつけて下さい。

事業等の種別	旅客〔乗合・貸切〕ハイヤー・タクシー・特定〕貨物〔 一般 特定・軽・電板・第	
使用者の名称 (事業者名)	京都〇〇運送 株式会社	所属営業所名 本社
使用者の住所 (事業者の住所)	京都市伏見区竹田向代町37	使用の本拠の位置 (営業所の位置) 使用者の住所と同じ
使用・廃止の別	使用しようとする自動車	廃止(一時抹消等)する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印 旧自動車登録番号(車
	[型式]新車の場合(諸元表の写しを提示)	[※登録完了印・登録官印
	[車体番号]中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提示)	
	VVV-xxxx12345	
① 自動車の年式	H 24 年式	年式
(旅客・貨物自動車とも) 乗車定員	2 人	人
② 旅客自動車	自動車の長さ	cm
③ 貨物自動車	種別(普通・ 小 型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量 3000 kg	(けん引・特種・軽) 最大積載量 kg
事案発生理由	※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔 増車 ・減車・代替・営配・他支局管内への移動 (運輸支局 → 運輸支局)〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更 ()	
備考欄	※	
確認印及び 担当官印	※ 確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。
輸送部門 (企画輸送部門)	現在、他の運送事業者のナンバーがついている場合は、その運送事業者についても連絡票(減車等)の発行が必要です。	
	発行元連絡先:	

営業所の住所です。会社等の住所と同じ場合は、「使用者の住所と同じ」という記載をして下さい。

これらの数字等は車検証等に記入してあります。旅客自動車は長さ、貨物自動車の場合は種別と最大積載量を記入して下さい。

現在、他の運送事業者のナンバーがついている場合は、その運送事業者についても連絡票(減車等)の発行が必要です。